

改正

平成7年6月26日中津市告示第95号

平成9年3月26日中津市告示第25号

平成10年3月23日中津市告示第38号

平成19年6月28日中津市告示第139号

中津市資源回収推進団体報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主的に資源回収活動を実施する市民団体（以下「団体」という。）に対して報奨金を交付することにより、活動を奨励し、もって資源の再利用及びごみの減量を図ることを目的とする。

(交付対象団体)

第2条 報奨金の交付対象団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市民で構成され、かつ、団体の代表者が在住する地域の廃棄物減量等推進員が推薦し、市長が承認した団体であること。ただし、市内各小中学校の児童会及び生徒会（以下「児童会」という。）が、環境教育の一環として行う資源回収活動は、学校長が推薦する。
- (2) 市が指定した回数以上の資源回収活動を実施する団体であること。
- (3) 営業を目的としない団体であること。

(交付対象資源回収品目)

第3条 交付対象資源回収品目は、古紙類（新聞紙、雑誌、雑紙、段ボール及び紙パックに限る。）とする。

(団体の登録)

第4条 第2条に規定する団体は、資源回収推進団体登録申請書（様式第1号）に地域の廃棄物減量等推進員の証明を添えて市長に申請しなければならない。ただし、児童会は、学校長の証明とする。

2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、登録の申請書を審査し、適当と認めるときは、資源回収推進団体登録簿（様式第2号）に登載の上、当該団体に対し、資源回収推進団体登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付する。

(資源回収活動計画書の提出)

第5条 登録証の交付を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、市が指定した期間内の資源回収活動計画書（様式第4号）を提出し、承認を受けなければならない。

（報奨金の交付申請）

第6条 登録団体は、資源回収推進団体報奨金交付申請書（様式第5号。以下「交付申請書」という。）に資源回収明細書を添えて市長に申請しなければならない。ただし、交付申請書の提出は、資源回収月の末日までとする。

（報奨金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、報奨金を交付することが適当と認めたときは、資源回収推進団体報奨金交付決定通知書（様式第6号。以下「交付決定通知書」という。）により、当該団体に通知するものとする。

2 報奨金の額は、資源回収重量1キログラムについて5円とし、登録団体に交付する。

（報奨金の交付請求）

第8条 交付決定通知書を受けた登録団体は、報奨金の交付を請求するときは、資源回収推進団体報奨金交付請求書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 交付決定通知書の写

（変更の届出）

第9条 登録団体は、登録申請書の記載内容に変更が生じたときは、資源回収推進団体登録変更届（様式第7号）を遅滞なく市長に届け出なければならない。

（報奨金の返還）

第10条 市長は、第7条の規定により報奨金の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金を返還させることができる。

（1） 報奨金の申請に不正があったとき。

（2） その他不相当と認められる事実があったとき。

（廃棄物再生事業者の登録）

第11条 登録団体が回収した資源物を回収、再生する業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第20条の2の規定に基づき、廃棄物再生事業者として大分県知事の登録を受けたもので、かつ、資源回収業者登録申請書（様式第8号）をあらかじめ市長に提出し、登録を受けた事業者とする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成7年6月26日中津市告示第95号）

この告示は、公示の日から施行し、平成7年6月1日から適用する。

附 則（平成9年3月26日中津市告示第25号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成10年3月23日中津市告示第38号）

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月28日中津市告示第139号）

この告示は、公示の日から施行する。